

防災マニュアル

特定非営利活動法人 cocopace

第1章 想定される災害および対策

(1) 地震

安全確保、避難誘導、避難場所の確保、寝具・食料・水・暖房等の確保

(2) 火災（火事）

現場確認、通報、避難誘導、初期消火

(3) 台風・大雨（風水害）

土砂崩れ等の危険性の事前検討、安全な避難路の確保、食料等の確保

第2章 災害時における緊急対応

1 災害発生時

(1) 任 務

- ① 被災状況（災害発生地はどこか、施設内の状況、周辺）の情報収集、記録、報告
- ② 震災対策上の重要事項の決定、指示・命令、避難誘導
- ③ 利用児童の安否の把握、応急手当
- ④ 職員の安否の把握
- ⑤ 職員の帰宅についての安全確認、帰宅指示
- ⑥ 救出・救助の応援指示
- ⑦ 津市および関係施設との情報交換、支援要請

2 緊急連絡網

(1) 緊急連絡網（利用児童、職員の安否確認・緊急動員）

緊急連絡網を、普段から用意しておく。大きな災害に見舞われた時に速やかに、連絡や安否確認ができるようにしておく。

(2) 注意事項

- ① 災害が発生した時、速やかに職員へ連絡。
- ② 連絡は簡潔に。長電話はさける。（定型文で迅速化を図る）
- ③ 被災して怪我をしたり、被害をうけた職員に対し、必要なサポートを行う。

3 情報の収集と提供

(1) 収集方法等

- ① 利用児童・職員の安否確認
- ② 被害状況の把握と記録-1（建物）

- ③ 被害状況の把握と記録-2 (設備、物品等)
- ④ ライフラインの被害状況 (水道、電気、ガス、電話 他)
- ⑤ 連絡-2 (その他関係先)

(2) 注意事項

- ①職員の安否確認を行う。(建物内の職員、施設外出務中の職員)
- ②けが人の有無(傷病程度も)を把握し、必要な応急措置を行う。
- ③収集した情報は、壁にまとめて張り出す等(誰にでも見られる状態に)して、情報の一元管理を図る。
- ④災害対策用の職員の招集と、自宅待機職員の振り分けを行う。

(3) 関係防災情報一覧表

行政

- ・消防 津市消防本部 059-254-0351
- 津市久居消防署南分署 059-234-3512
- ・警察 津警察署 059-213-0110
- 津南警察署 059-254-0110
- ・市 津市役所防災室 059-229-3104
- ・県 三重県防災対策部 059-224-2181

交通情報

- ・三重県道路交通情報(津市) 059-223-5215

ライフライン

- ・電気 中部電力津営業所 0120-985-310
- ・ガス 東邦液化ガス津営業所 059-234-3811
- ・水道 津市水道局 059-237-5814
- ・電話 NTT西日本(電話の故障) 113
(災害用伝言ダイヤル) 171
- ・気象情報 気象 気象予警報 177

(2) 地震発生時の心得

① まず身体の安全を図る

地震が発生したら、まず、丈夫なテーブル・机などの下にもぐって身をかくし、しばらく様子をみます。(窓ガラスからも離れる)

② 摆れが止まってから、火の始末

万一出火した場合には、初期のうちに火を消すことが大切。周囲に声をかけあい、皆で協力して初期消火に努めます。

③ あわてて外に飛び出ない

屋外は、屋根瓦、ブロック塀、ガラスの飛散など、危険がいっぱい。揃れがおさまったら、外の様子を見て、落ち着いて行動します。（外へ出るときは、ヘルメットや頭巾などをかぶって出ます）

④ 危険な場所には近寄らない

危険な場所（狭い路地、塀ぎわ、ブロック塀の傍など）にいるときは、急いで離れます。

⑤ がけ崩れなどに注意

がけ崩れなどの危険区域では、安全な場所にすみやかに避難します。

⑥ 正しい情報で行動

テレビやラジオ、防災機関からの信頼できる情報に基づき行動。デマに惑わされないよう注意します。

⑦ 人の集まる場所では、特に冷静な行動

あわてて出口や階段に殺到せず、指導員の指示に従う。

⑧ 避難は徒歩で、持ち物は最小限

避難は徒歩で（車、自転車は使わない）。身軽に行動できるよう、荷物は必要最小限にとどめます。荷物は背負うなどして、両手を使えるように空けます。

⑨ 自動車は、左に寄せて停車

カーラジオの情報に注意し、勝手な走行はしない。走行できない場合は、左に寄せて停車し、エンジンを止める。車を離れて避難する時は、キーはつけたままで、ドアロックもしない。車検証などの貴重品を忘れず持ち出して徒歩で避難します。

「震災」：応急対策

（1）安全確保

強い揃れが起きたときは、机の下などで頭部を中心として身体を守ります。

職員は、自らの安全を確保すると同時に、利用児童に対する声かけなどにより安全を図ります。揃れが収まってきたら、皆の安否を確認します。

重傷者がいる場合は、医師による治療が行われるまで可能な限りの応急手当を施します。

（2）利用児童の避難経路の確保

施設の被害状況（建物の損傷、備品の転倒、ガラスの散乱など）を確認し、利用児童の避難経路を確保します。

建物の倒壊の恐れがある場合は、すみやかに避難します。利用児童の障害の特性に応

じて、避難時に介助が必要な方や、パニック等による2次災害が想定される児童の対応も、あらかじめ定めておきます。

火災が施設内外で発生した場合は、利用児童及び職員の避難を優先するとともに、初期消火を実施して延焼防止に努めます。

(3) 関係機関との連絡調整

被害（利用児童、職員、施設・設備等）があった場合は、すみやかに所管の関係部署に報告します。また、医療機関、消防、市町村など、必要に応じて関係機関との連絡調整を密にします。

(4) 保護者への連絡

利用児童の安否を、必要に応じて、保護者に伝えます。

また、震災が発生した場合は、保護者に連絡の上、送迎します。

(5) 施設の再点検・補修等

施設の早期復旧のため、建物を点検し、被災箇所、その状況を記録します。

「風水害」：応急対策

暴風、大雨、洪水等については、津市教育委員会で決められた通り対応します。

（津市教育委員会 各種警報の発表に伴う児童生徒の登校・下校について 参照）

利用時に天候の悪化等により対応が必要となった場合は

(1) 安全確保

台風の接近などによって被害が想定できる場合は、気象情報などに注意し送迎を行います。ただし、送迎ができない場合は必要に応じて緊急避難場所に避難します。

集中豪雨や竜巻など、あらかじめ避難することが困難な場合は、職員自らの安全を確保すると同時に、利用障害児に対する声かけなどにより安全を図ります。

(2) 利用児童の避難経路の確保

施設の被害状況（建物の損傷、備品の転倒、ガラスの散乱など）を確認し、利用児童の避難経路を確保します。

建物の倒壊等の恐れがある場合は、すみやかに避難します。利用児童の障害の特性に応じて、避難時に介助が必要な方や、パニック等による2次災害が想定される方の対応も、あらかじめ定めておきます。

(3) 関係機関との連絡調整

被害（利用児童、職員、施設・設備）があった場合は、すみやかに所管の福祉課に報告します。また、必要に応じて関係機関（医療機関、消防、市町村など）との連絡調整を密にします。

(4) 保護者への連絡

利用児童の安否を、必要に応じて、保護者に伝えます。

風水害が発生した場合は、保護者に連絡の上、送迎します。

(5) 施設の再点検・補修等

施設の早期復旧のため、建物内外を点検し、被災箇所、その状況を記録します。

第3章 日ごろの備え

1 防災資機材等の備蓄

非常用備品は下記のとおりとする。毎年9月1日に、現時点の数量、内容物の保存状態を確認します。(備品は高齢者デイサービスの倉庫で保管し、高齢者デイサービスと共に用します)

- 1 飲料水・ペットボトル麦茶 24リットル
- 2 食料品(カンパン、クラッカー、缶詰等) 一式
- 3 毛布・タオル 20枚
- 4 炊き出し道具(カセットコンロ、カセットボンベ、鍋等) 一式
- 5 食器セット(皿、紙コップ、箸等) 一式
- 6 ティッシュ・ウェットティッシュ 10個
- 7 軍手 10組
- 8 マスク 30個
- 9 防水シート 2枚
- 10 救急箱 2セット
- 11 懐中電灯(予備の電池含む) 3個
- 12 雨具 10枚
- 13 使い捨てカイロ 30個

※ 非常用備品の数量は、職員の人数、用途、目的等により判断し必要量を決めます。

2 防災訓練・防災教育

(1) 避難訓練

避難訓練を、利用児童の生命を守ることを最優先に、速やかな避難誘導ができるよう1年に複数回行います。

(2) 防災教育

次の教育を毎年1回以上実施します。

- ① 当施設の防災マニュアルの概要について
- ② 各員の任務と行動基準について
- ③ 災害の一般知識について(地震、水害、火災等)
- ④ 応急処置について

(2) その他

消防機関などが行う事業所の応急手当普及員講習会への参加や県・市町村が行う講演会、講習会などに積極的に参加し、防災意識の向上を図ります。

附則 このマニュアルは、令和5年5月1日から施行する。